部長会議付議事案書(報告)

(令和7年8月1日) 提案課名 健康づくり課 報告者名 栗原 康彦

秦野市休日夜間急患診療所等施設整備に係る基本合意の締結について

資料 有

提案趣旨

秦野市休日夜間急患診療所等施設整備について、緑町市有地を建設地として事業を進めるに当たり、三師会及び本市の4者で、整備に係る基本事項を確認し、共同して事業を進めるため、令和7年7月31日付けで、秦野市休日夜間急患診療所等施設整備に係る基本合意を締結しましたので、報告するものです。

令和7年3月に、本市が、秦野市休日夜間急患診療所等施設整備検討委員会から 受理した秦野市休日夜間急患診療所等整備方針(以下「整備方針」という。)に基 づき、建設の最有力候補地となっている緑町市有地(市営住宅跡地)の測量及び地 盤調査を行い、軟弱地盤ではなく、適正地であることを確認しました。

概要

この結果を踏まえ、本年7月23日に開催された秦野市休日夜間急患診療所等建設委員会(以下「建設委員会」という。)において、当該地を正式な建設地とすることについて、秦野伊勢原医師会、秦野伊勢原歯科医師会、秦野市薬剤師会(以下「三師会」という。)と本市との間で協議していくことが決定されました。

今後、緑町市有地を建設地として決定し、施設整備を進めるに当たり、三師会及 び本市の4者で、整備に係る基本事項を確認し、共同して事業を進めるため、秦野 市休日夜間急患診療所等施設整備に係る基本合意を締結したものです。

1 市

令和6年3月 5日 一般社団法人秦野伊勢原医師会から「要望書」が提出される。

" 5月23日 検討会の設置 (開催は、令和6年7月から令和7年1月まで に全5回開催)

令和7年3月 3日 検討会から整備方針受理

4月 1日 整備方針について定例部長会議で報告

4月16日 整備方針について議員連絡会で報告

17 5月27日 測量委託業務契約

6月10日 地盤調查委託業務契約

7月24日 政策会議に付議

7月31日 三師会及び本市の4者による基本合意の締結

	<u></u>							
	2 医師会							
	令和7年4月30日 秦野	伊勢原医師会において建設委員会を設置、第1回建設委						
	員会の	開催						
	〃 5月21日 第2	2回建設委員会の開催						
	• 発	経注方式を公募型プロポーザルとすることを決定						
経	〃 6月18日 第3	回建設委員会の開催						
経過	・公	募型プロポーザルのスケジュールを決定						
	• 施	設の機能、規模の詳細などを検討						
	ッ 7月23日 第4	回建設委員会の開催						
	• 建	設地を緑町市有地にすることについて協議していくこと						
	を	決定						
	・ブ	『ロポーザル実施要領等の承認						
	1 今後の予定							
	(1) 市							
	" 8月1日	議員への情報提供						
	" 8月18日	議員連絡会での報告						
	ッ 8月下旬	近隣自治会(住民)への説明						
	" 9月2日	市道廃止について議案の提出(9月定例月会議)						
	" 10月	政策会議への付議(土地の賃貸借契約)						
	〃 11月上旬	医師会と土地の貸借契約を締結						
今 後	II II	4者による建物建設に係る協定書の締結						
の進	" 12月上旬	秦野駅北口周辺地区都市構造再編集中支援事業補助金						
の進め方		要望(国・県)						
	(2) 医師会							
	令和7年 8月1日~	公募型プロポーザルの実施 (告示)						
	" 10月下旬	プレゼンテーション審査、事業者決定・契約						
	″ 11月上旬~	土地造成設計、基本設計・実施設計						
	令和8年 8月~	造成工事、建築工事						
	令和9年12月下旬	建築工事完了(竣工)						
	令和10年1月中旬~	完了検査・県検査						
	令和10年4月以降	診療所開設						

秦野市休日夜間急患診療所等施設整備に係る基本合意書



秦野市(以下「甲」という。)、一般社団法人秦野伊勢原医師会(以下「乙」という。)、一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会(以下「丙」という。)及び特定非営利活動法人秦野市薬剤師会(以下「丁」という。)は、秦野市休日夜間急患診療所等整備方針に基づき、共同して施設を整備する事業(以下「本事業」という。)について、次のとおり秦野市休日夜間急患診療所等施設整備の基本合意書(以下「基本合意書」という。)を締結する。

(本事業の原則)

第1条 甲、乙、丙及び丁は、本事業を相互信頼のもとで、公平な負担に基づき一致協力して、推進するものとする。

(建設地)

- 第2条 施設の建設地は、甲が所有する神奈川県秦野市緑町906番1、
 - 907番1及び907番2の土地の一部とする。(図面のとおり)

(施設の複合化)

第3条 現在、別々の場所にある秦野市休日夜間急患診療所、秦野市歯科休日 急患診療所及び秦野市薬剤師会薬局を集約するとともに、乙、丙及び丁の事 務所並びに秦野在宅ケアセンターを同一施設内に併設するものとする。ただ し、医薬分業の観点から、薬剤師会薬局は別棟として建設するものとする。 (施設の機能・規模等)



第4条 建物の配置を含め施設の機能・規模等の詳細については、別途乙が中心となり協議するものとする。

(施工主体)

第5条 土地の造成工事、建築主体工事、給排水衛生設備工事、電気空調設備工事、外構工事、工事に係る設計及び監理その他の工事(以下「建設等」という。)は、甲、乙、丙及び丁と協議の上、乙が建設等の請負契約を締結する。

(費用負担)

- 第6条 建設等の費用については、乙が負担するものとする。ただし、薬剤師会薬局の建設等に係る費用は、丁が負担するものとする。
- 2 費用負担の詳細については、別途協議により定めるものとする。

(事業費補助)

- 第7条 甲は、乙が負担する建設等の費用の一部(土地の造成費)を補助する ものとする。
- 2 補助の詳細については、別途協議により定めるものとする。 (建物の所有形態)
- 第8条 本事業による建物は、乙が所有するものとする。ただし、薬剤師会薬 局の部分は、丁が所有するものとする。

(本事業に伴う土地使用)

- 第9条 甲は、本事業に係る土地について、乙に対して、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第238条の5第1項の規定により、普通財産の貸付 けとする。
- 2 土地の貸借については、本事業の公共性を十分に勘案の上、別途協議により定めるものとする。
- 3 土地の使用に当たっては、市道(緑町26号線)を含めた一体利用とする。
- 4 前項の場合において、市道の廃止については、今後、甲が市議会の議決を 得るものとする。ただし、甲が市議会の議決を得られなかった場合は、土地 利用について再協議するものとする。

(事業の推進)

第10条 本事業推進のために必要な事項は、別に協定を締結する。

この基本合意書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和7年7月31日

補助する

剤師会薬

(昭和 産の貸付

協議によ

とする。 の議決を は、土地

丙及び丁

甲 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市長 高 橋 昌 和宗秦野

乙 秦野市曽屋11番地
一般社団法人 秦野伊勢原医師会
会 長 秋 澤 孝 則

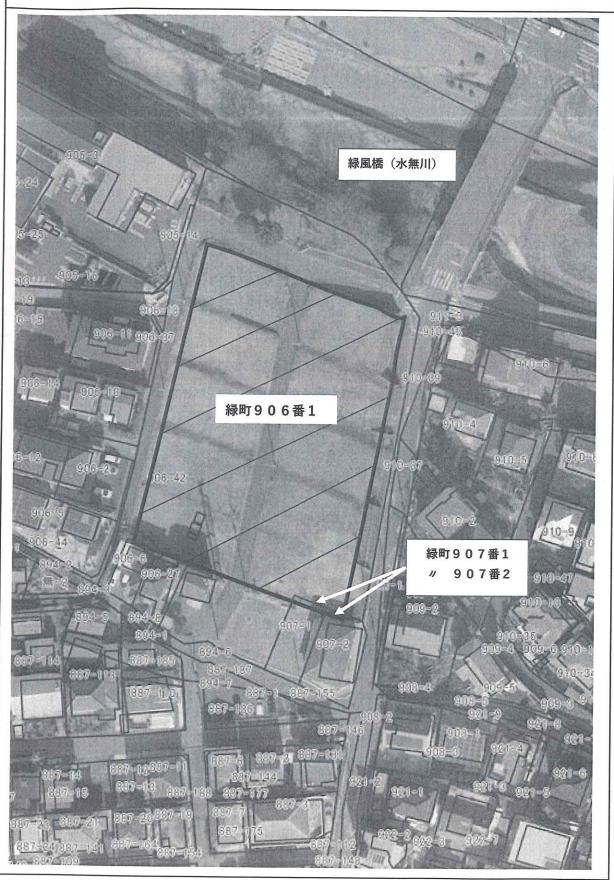
丙 秦野市今川町1番3号 一般社団法人 秦野伊勢原歯科医師会 会 長 井 上 泰

下 秦野市本町二丁目1番32号 特定非営利活動法人 秦野市薬剤師会 会 長 大 島 正

秦野市休日夜間急患診療所等施設整備における建設地

所在 神奈川県秦野市緑町 地番 906番1、907番1、907番2

(位置図) 太枠斜線部分



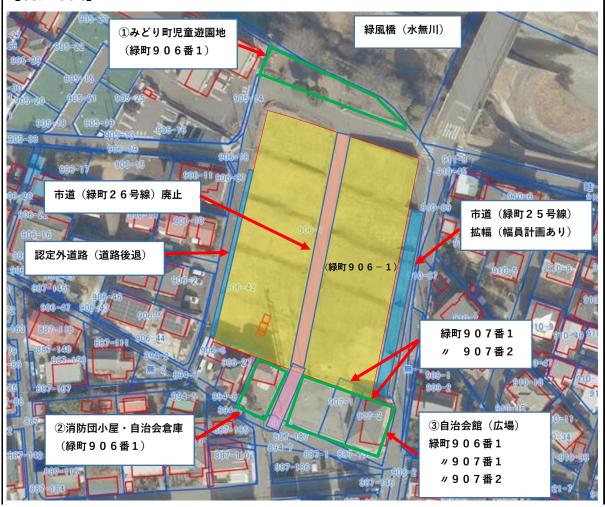




緑町市有地(下川原第2市営住宅跡地)概要

地番	緑町9	06番1、907番1、907番2 地目 宅地・山林 地積 5,723.								
区域	区分	市街化区均	或	用途	地域	第	三種中	重中高層住居専用		
地形及	び地勢	整形地、南側は平たん、その他は北傾斜地								
接道	状況	南側:緑町24号線、東側:緑町25号線、北側:緑町29号線								
(市	道)	西側:認定外市道、中央:緑町26号線								
市道	廃止	敷地の一体利用のため、中央の市道(緑町26号線)を廃止								
市道	拡幅	西側:認定外市道(後退あり)東側:緑町25号線(拡幅計画あり)								
近隣	環境	主に住宅地(南・東・西)、北側は児童遊園地、河川(水無川)								
測	量	①みどり町児童遊園地、②消防団小屋(車庫)・自治会倉庫								
分	筆	③自治会館(広場)								
建設候補地 約3,300㎡(黄色部分)										

【現況写真】



秦野市休日夜間急患診療所等整備方針

令和7年3月

秦野市休日夜間急患診療所等整備検討会

目 次

1	背	'景	•	的	J	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	現	北 状。	上部	見	į	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
(1))	秦里	野市	7休	: 日	夜	間	急	患	診	療	所		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2))	秦里	野市	方歯	·科	休	日	急	患	診	療	所		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(3))	秦里	野市	7薬	剤	師	会	薬	局		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(4))	三自	币会	<u> </u>	(事	務	局)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	施	設勢	整備	前の	方	向	性		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
(1))	施詞	殳	修備	0	基	本	方	針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	ア	· 1	钊便	1世	(D)	向	上		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	1	原	或	き症	対	策	0)	強	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	ウ	• 5	泛鲁	詩時	に	お	け	る	医	療	救	護	拠	点	0)	強	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	エ	. 方	包彭	との	複	合	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(2))	施詞	殳の	機	能	•	規	模	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(3))	建調	殳砨	美補	i地	0	選	定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4	事	業	主体	区及	び	建	物	の	所	有	形	態		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
5	今	後の	の子	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
6	資	料																													
(1))	三自	币会	₹ Ø	現	在	0)	土	地	•	建	物	0)	概	要	(資	料	1)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
(2))	建調	殳值	美補	i地	_	覧	(資	料	2)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
(3))	休日	日夜	で間	急	患	診	療	所	等	0)	利	用	状	況	(資	料	3)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(4))	秦野	野市	īΞ	師	会	休	日	夜	間	急	患	診	療	所	及	び	医	師	会	館	0)	移	転	候	補	地				
	T)	検討	寸及	えび	適	地	0)	選	定	に	関	す	る	要	望	書	(参	考)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(5))	秦野	野市	7休	: 目	夜	間	急	患	診	療	所	等	整	備	検	討	会	設	置	要	綱									
	及	びホ	金倉	†会	:名	簿	(参	考)						•						•		•	•	•		•	•		ç

1 背景・目的

秦野市休日夜間急患診療所、秦野市歯科休日急患診療所及び秦野市薬剤師 会薬局(以下「休日夜間急患診療所等」という。)は、長年、初期救急医療 等について、地域医療への責任を果たしてきました。

また、近年、地震や集中豪雨などによる大規模な自然災害が国内において も各所で頻発する中、被害者の救護活動や医薬品の備蓄など、医療救護所と しての役割がますます重要になっています。

しかし、休日夜間急患診療所等は施設や設備の老朽化が進むとともに、インフルエンザや社会に大きな混乱をもたらした新型コロナウイルス感染症の流行に対応するだけの待合スペースや駐車場がないことから、次なる新興感染症に対応できるよう、平時からの感染症対策に備える必要があります。

このような中、令和6年3月に一般社団法人秦野伊勢原医師会(以下「医師会」という。)から提出された「秦野市三師会休日夜間急患診療所及び医師会館の移転候補地の検討及び適地の選定に関する要望書」(以下「要望書」という。)により、休日夜間急患診療所等の新築移転及び新施設に医師会、一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)及び特定非営利活動法人秦野市薬剤師会(以下「薬剤師会」という。以下、医師会、歯科医師会及び薬剤師会を「三師会」と総称する。)の事務局等を併設することが求められています。

そこで、今後も休日や夜間における診療体制を維持し、市民に安全で安心した医療を提供するため、令和6年5月に設置した秦野市休日夜間急患診療所等整備検討会(以下「検討会」という。)において、医師会からの要望書を踏まえ、老朽化した休日夜間急患診療所等の施設の建て替えを含めた施設整備の方向性を検討し、基本的な考え方を整備方針としてまとめました。

2 現状と課題

(1) 秦野市休日夜間急患診療所

休日夜間急患診療所では、医師会と市が連携し、救急医療体制の初期救 急診療(内科、小児科、外科)を担っており、診療が空白となる休日や夜 間において、救急患者の一次対応を行っています。

本市においては、昭和49年6月、秦野医師会が設立した秦野公衆衛生 センター内に、内科系の診療を行う休日診療所が設置されました。その後、 平成2年4月には診療所部分が別棟として開設され、平成19年10月に は待合室が増築されました。 しかし、現在の建物は、平成2年4月の開設から34年が経過し、施設や設備の老朽化とともに、インフルエンザ等の感染症の流行のほか、年末年始や5月の大型連休の期間は特に利用者が集中するため、待合スペースやトイレ、駐車場に不足が生じています。また、感染症(疑いを含む。)患者を隔離するスペースや、専用トイレもないことから、対策を講じる必要があります。

更に、秦野市地域防災計画において、災害時の医療救護所に位置付けられており、発災から3日程度の医薬品等を備蓄していますが、建物の耐震性や地盤の安全性が危惧されることから、早急な対応が求められています。

(2) 秦野市歯科休日急患診療所

歯科休日急患診療所は、市が歯科医師会に提案し、昭和63年6月、秦 野駅北口に開設されました。

しかし、入居している建物の老朽化が進んでいるほか、医療機器の一部を別の階に設置しているなど、手狭であるため、医療機器の配置等を考慮した診療スペースの確保が必要です。また、3階フロアの一番奥に位置していることから、利用者には場所が分かりづらいうえ、駅前という立地のため専用駐車場がないなど、利便性の向上を図る必要があります。

(3) 秦野市薬剤師会薬局

薬剤師会薬局は、休日夜間急患診療所内で処方薬を調剤していましたが、 医薬分業の観点から、平成22年6月に薬剤師会が同診療所の隣接地(既 存建物内)に開設し、同診療所の患者を含め、処方薬を調剤しています。

しかし、入居している建物の老朽化が進んでいるほか、薬剤の保管場所が不足しているなど、手狭であるため、薬剤の保管場所の確保が必要です。また、薬剤師会の事務局は秦野駅北口にあり、薬局運営の円滑化を図るためには、薬剤師会薬局に併設する必要があります。

(4) 三師会の事務局

災害時における医療救護活動などの連携強化を図るためには、現在、別々の場所にある三師会の事務局を一か所に集約する必要があります。

3 施設整備の方向性

(1) 施設整備の基本方針

休日夜間急患診療所等が将来にわたり、市民に求められる医療を安定的に提供できるセーフティネットの役割を果たすとともに、災害時や新たな感染症が発生した場合にも、迅速かつ適切に対応できる体制を構築する必要があります。そのため、それぞれの施設の現状と課題を把握し、適切な候補地に適切な施設が建設できるよう、施設の整備に係る基本方針を示すものです。

ア 利便性の向上

施設の規模に見合った十分な台数の駐車場を確保するとともに、高齢者や障害者、乳幼児等を連れた受診に配慮した施設や設備を導入すること。 (バリアフリー・ユニバーサルデザイン等)

イ 感染症対策の強化

インフルエンザ等の感染症対策として、十分な室内空間を確保すると ともに、建物内のレイアウト(建築計画)についても配慮すること。

ウ 災害時における医療救護拠点の強化

市内の医療救護活動の中心として、三師会が連携し、迅速に救護活動が開始できるよう、施設の耐震安全性を確保するとともに、医薬品、医療資機材を備蓄できる倉庫を設置すること。

エ 施設の複合化

地域医療体制や災害時の医療救護活動の強化を図るため、休日夜間急 患診療所等を集約するとともに、三師会の事務局を同一施設内に併設す ること。ただし、医薬分業の観点から、薬剤師会薬局は別棟で建設する こと。

(2) 施設の機能・規模等

施設については、前述の(1) 施設整備の基本方針に基づき、必要な規模・機能を確保することとします。なお、建物の配置を含め、機能・規模等の詳細については、今後、医師会が中心となって協議していきます。

(3) 建設候補地の選定

現在地(曽屋11番地)での建替えについては、敷地面積も小さく、十分な駐車場の確保ができないことや、建設期間中は一時休診や仮設での診療となり、市民に不便をきたすことから、新たな建設候補地を選定することとしました。

建設候補地については、市から4か所の提示があり、検討会において協議した結果、地震などによる自然災害や新たな感染症に備え、早期の施設整備が必要であること、また、十分な駐車場の確保、バス等の交通利便性や接道などの諸条件を比較検討し、「緑町市有地(緑町9番4号)」が最有力候補地になりました。(※ 資料2の建設候補地一覧参照)

4 事業主体及び建物の所有形態

医師会が建築主となって、土地の造成工事及び建築工事等の整備(建築主体工事、給排水衛生設備工事、電気空調設備工事、外構その他工事に係る設計及び施工全て)を進めます。なお、建築工事等の詳細については、今後、 医師会が中心となって協議していきます。

また、基本的に建物は、建築主の医師会が所有することとしますが、医薬 分業の観点から、薬剤師会薬局の部分は、薬剤師会の所有とします。

これら整備に係る基本的事項については、三師会及び市の4者で基本合意 書を交わし、確認します。

5 今後の予定

令和7年度は、建築物の敷地としての安全性を担保するため、市において 建設候補地の測量・地盤調査を実施し、適正地であると判断できた後、三師 会及び市の4者により基本合意書を締結します。その後、令和8年度にかけ て土地の造成設計及び建物の基本・実施設計を行います。

令和8年度は、土地の造成設計及び建物の基本・実施設計が完了次第、土 地の貸借契約及び協定書を締結します。その後、造成工事及び建設工事に着 手し、令和9年度中の建物完成、診療所等の開設を目指します。

年 度	令和7	令和8	令和 9
測量·地盤調査			
基本合意書締結	•		
土地造成設計 建物基本・実施設計			
土地貸借契約締結 建物建設事業協定書締結		•	
造成工事・建設工事			

現在の土地・建物の概要 (資料1)

秦野伊勢原医師会(秦野市曽屋11番地)

【土地】

- ○市有地: 曽屋11番ほか3筆(使用貸借及び賃貸借契約)
- ・面 積:1,981.92 m³ (※全体面積:2,121.92 m³)
- ・休日夜間急患診療所部分は無償貸付(駐車場含む)
- ・秦野伊勢原医師会公衆衛生センター部分は有償貸付(駐車場含む)

【建物】

- ○秦野市休日夜間急患診療所
- · 面積: 353.41 ㎡ (1階 276.28 ㎡、2階 77.13 ㎡)
- ·構造:鉄骨造2階 ·用途:1階 診療所等、2階 宿直室等
- ○秦野伊勢原医師会公衆衛生センター
- ・面積:551.09 m (1階 296.57 m 、2階 254.52 m) ・別棟 58.32 m
- ・構造:鉄筋コン造2階 ・用途:1階事務所等、2階会議室等

秦野伊勢原歯科医師会(秦野市今川町1番3号)

【建物】

- ○歯科休日診療所・事務所 · 面積:134.83 m²
- ・民間建物に入居(賃貸借)

秦野市薬剤師会 (秦野市本町二丁目1番32号)

【建物】

- ○薬剤師会薬局 · <u>面積:30.50 m</u> (※秦野市曽屋 21 番地 27)
- ○事務所 · 面積 66.00 m²
- ・民間建物に入居(賃貸借)

建設候補地一覧 (資料2)

項目	土地(所在)	用途地域	面積	現況等
1	立野台土地開発公社所有地 (立野台一丁目4番)	第二種中高層住居専用	約 5,000 ㎡	中日本高速道路 (株) 秦野工事事 務所貸付地
2	緑町市有地 (緑町9番4号)	第一種中高 層住居専用	約 3, 400 ㎡	更地 市営住宅跡地
3	曽屋市有地 (曽屋684番)	第一種住居	約 2, 200 ㎡	カルチャーパーク 第6駐車場
4	寿町市有地 (寿町3番12号)	第一種住居	約 2,000 ㎡	はだのこども館

1 休日一次救急患者取扱状況(休日夜間急患診療所)

(単位:人)

Ø	ξ.	分	令和元年度	令和2年度	令和3度	令和4度	令和5度
彰	疹 日数((日)	76	72	72	72	73
患者数	合	計	7,647	2, 941	3, 368	5, 090	7, 218
数	1 日	平均	100.6	40.8	46.8	70. 7	98. 9
診	内	科	3, 511	1, 295	1, 450	2, 498	3, 539
療	小 児	1 科	2, 697	502	827	1,657	2,668
科	外	科	1, 439	1, 144	1, 091	935	1,011
目	その	他	0	0	0	0	0
年	0~	6歳	1,899	506	703	1, 113	1, 363
齢	$7 \sim 1$	15歳	1, 233	321	452	800	1, 582
	16~	60歳	3, 237	1, 265	1, 422	2, 265	3, 146
別	61歳	以上	1, 278	849	791	912	1, 127
地	市	内	6, 916	2,674	3, 057	4, 647	6, 773
区	市	外	559	233	270	383	369
別	県	外	172	34	41	60	76

2 平日夜間一次救急患者取扱状況 (休日夜間急患診療所)

(単位:人)

							<u>(十)に・ノい</u>
	<u>x</u>	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ī	診療 日	数(日)	290	293	293	293	293
患者数	合	計	3, 936	1, 737	2, 024	3, 526	4, 910
数	1	日平均	13. 6	5. 9	6. 9	12.0	16.8
診	内	科	1, 791	798	886	1,895	2, 430
診療科	小	児 科	1, 394	361	581	1, 119	1, 929
目	外	科	751	578	557	512	551

※平成4年か7月から外科を加えた診療体制

3 歯科休日急患診療患者取扱状況

(単位:人)

							<u> </u>
Þ	ζ	分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
彰	疹 日数	女(日)	76	72	72	72	73
患者数	合	計	438	300	268	244	294
数	1 目	平均	5, 76	4. 17	3.72	3. 39	4. 03
年	15点	歳 以 下	48	37	27	33	25
齢	16	~60歳	264	164	167	139	164
別	61 嘉	歳以上	126	99	74	72	105
地	市	内	398	274	234	218	266
区	市	外	30	24	32	19	23
別	県	外	10	2	2	7	5

4 秦野市薬剤師会薬局利用者取扱状況

(単位:人)

区		分	.	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
診療	日数	(日)	366	365	365	365	366
利	用者	者 梦	汝	9, 347	3, 374	4, 081	7, 145	10, 384
1	目立	平均	匀	25. 5	9. 2	11. 2	19. 6	28. 4



秦野市長 高橋 昌和 様

一般社団法人秦野伊勢原医師会 一般社団法人秦野伊勢原医師会 一

秦野市三師会休日夜間急患診療所及び医師会館の移転候補地の検討及び適地の選定に関する要望書

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから当医師会の事業に対し、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申 し上げます。

さて、秦野伊勢原医師会公衆衛生センターは築49年が経過し老朽化が進み、一部地盤沈下も現れていることから、新築移転を検討しています。このことは、併設する秦野市休日夜間急患診療所も同様であり、市民に安全で安心した医療を提供するためにも、早急の対応が求められています。

医師会としては、移転に当たり次の条件を満たす候補地を選定したいと考え ています。

- 1 災害時の拠点として対応できる施設とするため、幹線道路の近くであること、また、十分な台数の駐車場が確保できること。
- 2 休日夜間急患診療所、歯科休日急患診療所、薬剤師会薬局及びこれらの事 務局が入居できる秦野市三師会の医師会館としての機能を持つ建物とするこ と。

つきましては、候補地の選定に当たり、三師会及び秦野市を含めた選定委員 会を設置し検討していきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

秦野市休日夜間急患診療所等整備検討会設置要綱

(令和6年5月23日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市休日夜間急患診療所、秦野市歯科休日急患診療所 及び秦野市薬剤師会薬局(以下「秦野市休日夜間急患診療所等」という。) の施設の整備について検討するための組織として、秦野市休日夜間急患診療 所等整備検討会(以下「検討会」という。)を設置するに当たり、その組織、 運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会は、秦野市休日夜間急患診療所等の整備方針に関する事項その 他の整備について必要な事項を検討する。

(組織)

- 第3条 検討会は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)により組織する。
 - (1) 一般社団法人秦野伊勢原医師会から推薦を受けた者2名
 - (2) 一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会から推薦を受けた者2名
 - (3) 特定非営利活動法人秦野市薬剤師会から推薦を受けた者2名
 - (4) 神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センターから推薦を受けた者1名
 - (5) 秦野市こども健康部を所管する副市長、こども健康部長、総合政策課長、 防災課長、まちづくり計画課長、公共建築課長及び消防管理課長
- 2 前条第1号から第4号までに規定する構成員が欠けたときは、遅滞なく補 欠の構成員を推薦するものとする。

(会議)

- 第4条 検討会の会議(以下「会議」という。)は市長が招集する。
- 2 会議は、必要に応じて座長を置くことができる。
- 3 座長を置いたときは、座長が会議の議長となる。
- 4 検討会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第5条 検討会の庶務は、健康づくり課において処理する。
- 2 会議における意見又は助言は、健康づくり課において記録し、文書化する。 (補則)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、

会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年5月23日から施行し、秦野市休日夜間急患診療所等の整備が完了した後、最後の会議の日限り、その効力を失う。

秦野市休日夜間急患診療所等整備検討会名簿

令和6年5月設置

No.	所 属・役職等		氏	名	
1	秦野伊勢原医師会 会長	秋	澤	孝	則
2	秦野伊勢原医師会 副会長	海	平	淳	
3	秦野伊勢原歯科医師会 会長	井	上		泰
4	秦野伊勢原歯科医師会 副会長	佐	藤		満
5	秦野市薬剤師会 副会長	中	西		聡
6	秦野市薬剤師会 理事	大	島	:	司
7 .	神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター 所長	幅	岡	順	子
8	秦野市副市長 (R6. 5. 23~R6. 8. 31)	内	田	賢	司
Ů	秦野市副市長 (R6.9.1~)	石	原	ţ	学
9	秦野市こども健康部長	古	尾谷	明	美
10	秦野市政策部総合政策課長	小(Ш Ш	範	人
11	秦野市くらし安心部防災課長	大	森	į	淳
12	秦野市都市部まちづくり計画課長	小口	<u></u> ш	智	基
13	秦野市都市部公共建築課長	· 杉	田	-	久
14	秦野市消防本部消防管理課長		宮	ì	淳

【事務局】

No.	所属・役職等		氏	名	,
1	健康づくり課 課長	渋	谷	ちつ	う る
2	健康づくり課 担当課長	栗	原	康	彦
3	健康づくり課 課長代理	山	田	英	明
4	健康づくり課 主任主事	原	Į.	祐	子